

給付金のお知らせ

【問】こども課 ☎889-4411

物価高騰による家計への負担増を踏まえ、特に影響が大きい住民税非課税世帯等に対し7万円を給付します。

給付額 1世帯あたり7万円

▶対象 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯等

※支給時期や支給方法については、決まり次第町のホームページにて案内します。



保育所等給食費支援

【問】こども課 ☎889-7028

物価高騰等が家計を直撃している現状を踏まえ、保育所の給食費(1月～3月分)の保護者負担分を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

補助額 園児1人あたり月4,700円

▶対象 南風原町の住民で南風原町内外の保育施設に通う3歳～5歳児クラスの園児

※町外の保育施設に通われている場合は、利用者自身での申請が必要となる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

【問】こども課臨時給付金担当 ☎889-4411

食費等の物価高騰の影響により収入が減少している子育て世帯に対して、児童一人あたり5万円の給付金を支給しています。次に該当する方は申請が必要です。

▶対象

食費等の物価高騰の影響により令和5年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった方のうち、以下のいずれかに該当する方。

- ・令和5年3月31日時点で18歳未満の子(特別児童扶養手当対象者については20歳未満)を養育している
- ・令和6年2月29日までに生まれる児童を養育している



▶申込期限 令和6年2月29日まで

※申請書など詳しくは町ホームページをご覧ください。

物価高騰緊急支援金

【問】産業振興課 ☎889-4430

申請期限を延長しました!

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受ける町内事業者を支援するため、沖縄県が実施する「うちな一事業者応援金(物価高対策)」等の受給者や町独自の給付要件を満たす事業者に対し、1事業者あたり10万円の「南風原町物価高騰緊急支援金」を給付します。

※農業、漁業、飲食業の方も給付要件を満たす場合、申請することができます。



▶申請期限 1月31日(水)

▶郵送 〒901-1111 南風原町字兼城686番地 南風原町役場産業振興課 物価高騰緊急支援金係

▶メール shienkin@town.haebaru.lg.jp

▶FAX 889-7657

▶窓口 役場4階 産業振興課 ※要事前予約



町民税・県民税の申告受付が始まります。

↓申告が必要か下記のフローチャートにて事前に確認をお願いします↓

町県民税申告 が必要な方

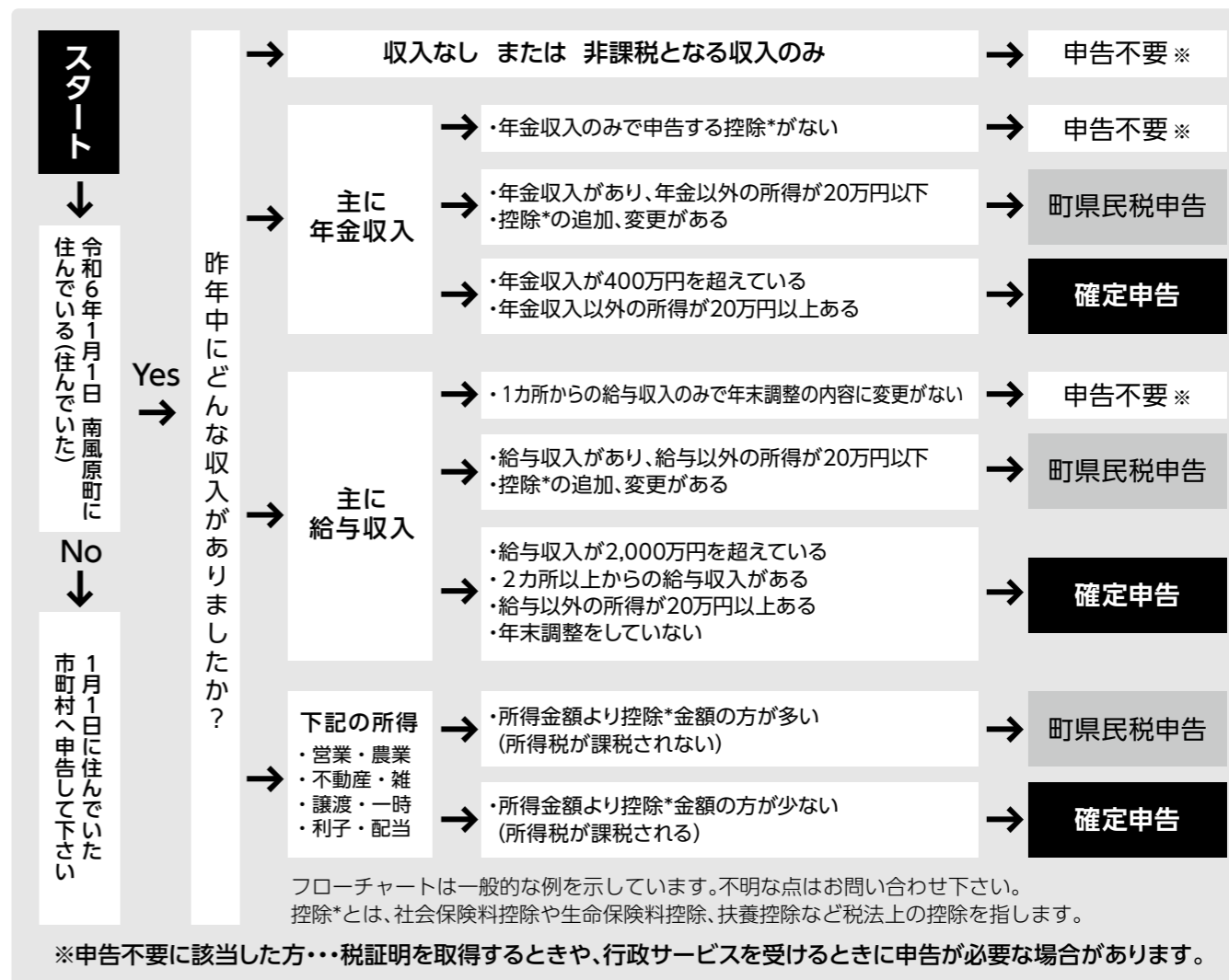


・右QRより申告案内及び日程をご確認ください。

確定申告 が必要な方



・右QRより確定申告の案内をご確認ください。



事業主(法人・個人)の皆様、給与支払報告書の提出期限は1月31日(水)まで!

提出対象者

令和5年中に支払った給与等について、すべての従業員等(短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む)の給与支払報告書(総括表および個人別明細書)を提出してください。※退職者含む



詳しくはこちらへ

沖縄皮膚科医院

八重瀬クリニック・沖縄美容クリニック
一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科

八重瀬町役場の斜め向かい、皮膚専門クリニックが開院

- 19:30まで診療
- お仕事帰りにも開いてる
- 各種アレルギー検査にも対応

okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU

(株)新崎不動産

代表取締役 新崎長慎

不動産業全般 沖縄県知事(1)第5149号
建設業許可 県知事許可(般-4)第14598号

土地建物の売買や宅地造成、相続相談など、不動産の悩み事は私たちにお気軽にお問合せ下さい!

〒901-1116 南風原町字照屋40-6
☎ 098-996-2433
営業時間 8:30~17:30

”生前贈与を考える”

税理士法人 八幡会計事務所

税理士・中小企業診断士・行政書士 八幡 繁信
税理士・行政書士 浦本 智香子

那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

津嘉山自動車学校

Fun to Riding 公安委員会指定 Fun to Driving

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山593-1
TEL.889-5542 ☎ 0120-489052